

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年八月十六日

指令川建セ第二九〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十月十九日

川建セ第二九〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字御堂ヶ谷戸二千九百九十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮城県仙台市太白区長町南三丁目三十八番十号レジデンスリバーサイドA棟一

〇二

藤裏 智郎

埼玉県入間郡越生町上野東三丁目二番地三アネックスY, SV一〇一

藤裏 裕子